

## 【掲載官報】

平成 22 年 9 月 1 日 本紙第 5388 号

## 【法令名】

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令

## 【法令番号】

平成 22 年 9 月 1 日 政令第 191 号

## 【管轄省庁】

厚生労働省

## 【施行期日】

スペイン協定の実施に係る規定 スペイン協定の効力発生の日（時期未定）

アイルランド協定の実施に係る規定 アイルランド協定の効力発生の日（時期未定）

## 【制定の根拠規定】

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）

## 【法令のあらまし】

### \* 趣旨・目的

国際間の人的移動に伴い、外国に派遣される日本人及び外国から日本に派遣される外国人について、保険料の二重負担の問題と、保険料掛け捨ての問題の解消を図るため、適用法令の調整及び加入期間の通算を行うことを目的とした社会保障協定の締結を進めており、今般、社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定(以下「スペイン協定」)及び社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定(以下「アイルランド協定」)の発効に向けて、各協定を国内的に実施するため「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令」の一部を改正する。

あわせて、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令並びに社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令において、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令」の改正に準じた改正を行う。

## \* 要旨

### 1 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正

#### (1) 国民年金関係

- ① 国民年金の任意脱退に関する国民年金法第 10 条第 1 項の規定の適用に関し国民年金の被保険者とみなされる相手国期間について、アイルランド協定に係る相手国期間を追加する。

(第 21 条関係、法第 10 条)

- ② スペイン協定及びアイルランド協定に関し、法の規定を適用することにより支給する老齢基礎年金の振替加算等のうち、障害給付の受給権者の配偶者に支給するものの額を、国民年金法の規定による額に下記を乗じて得た額とする。

(第 34 条関係、法第 14 条第 2 項第 3 号ロ)

A

A + B

A : その者の配偶者が有する障害認定日の属する月までの被用者年金制度の被保険者等期間

B : 昭和 15 年 6 月から障害認定日の属する月までの相手国期間

- ③ その他、アイルランドについて船員独自の制度が存在しないことから、一般被用者制度に対応する厚生年金保険制度が創設された昭和 17 年 6 月以降の相手国期間を通算の対象とすることに伴う規定の改正。

#### (2) 厚生年金保険等関係

- ① 障害手当金の納付要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、スペイン協定及びアイルランド協定に係る相手国期間を追加する。

(第 61 条関係、法第 29 条第 1 項)

- ② スペイン協定及びアイルランド協定に関し、法の規定を適用することにより支給する障害厚生年金の額を、厚生年金保険法の規定による額に下記を乗じて得た額とする。

(第 72 条関係、法第 32 条第 2 項第 2 号等)

C

C + D

C : 障害認定日の属する月までの被用者年金制度の被保険者等期間

D : 昭和 15 年 6 月から障害認定日の属する月までの相手国期間

- ③ その他、アイルランドについて船員独自の制度が存在しないことから、一般被用者制度に対応する厚生年金保険制度が創設された昭和 17 年 6 月以降の相手国期間を通算の対象とすることに伴う規定の改正。

#### (3) 不服申立てに関する事項等

- ① 国民年金法及び厚生年金保険法の規定による審査請求又は再審査請求について、相手

国実施機関等を経由して行うことができる相手国法令の規定により同種の請求を受理することとされていることとしているが、相手国法令にスペイン協定に規定するスペインの法令及びアイルランド協定に規定するアイルランドの法令を追加する。

(第 95 条関係、法第 100 条第 1 項)

- ② 社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のために必要と認められる場合であって、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は本人若しくはその遺族の同意が得られたときに、公的年金各法等の被保険者等に関する情報を相手国に提供することができる規定の対象にスペイン協定及びアイルランド協定を追加する。

(第 96 条関係、法第 102 条第 2 項)

- ③ 相手国年金の受給権者等であって日本国籍を有する者について、市町村長が条例の定めるところにより無料で戸籍事項の証明を行うことができる規定の適用の対象者に、スペイン協定及びアイルランド協定に係る相手国年金の受給権者等を追加する。

(第 97 条関係、法第 103 条)

- ④ 社会保障協定の規定により相手国実施機関等を経由して提出される申請等の受理に関する事務等に関しては、市町村長に委任せず、厚生労働大臣が行うことを規定しており、この対象となる社会保障協定及び相手国実施機関にスペイン協定に係るもの及びアイルランド協定に係るものを追加する。

(第 98 条関係、法第 106 条)

## 2 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令等の一部改正

以下の政令に対して、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の規定を適用することにより支給する給付等について、スペイン協定及びアイルランド協定については、公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となる相手国期間の範囲について定める改正を行う。

- ・ 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令

第 18 条、第 40 条

- ・ 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令

第 18 条、第 40 条

- ・ 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令

第 20 条、第 42 条

.....